

ふなばし健康ポイント事業 専用端末設置者募集要項

1. 趣旨

船橋市（以下「本市」という。）では、市民の健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる「ふなばし健康ポイント事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

本事業の活性化、参加者の利便性の向上を図るため、専用端末を設置する市内の法人、店舗又は施設等（以下「設置者」という。）を募集します。

2. 専用端末について

（1）専用端末とは

専用端末とは、本事業にて参加者が使用する活動量計、アプリ、ICカードをかざすことにより、参加者の身体活動量データ等を画面に表示できるタッチパネル式の端末「あろう！かざすくん」（付属品を含む）のことをいいます。

本事業において、専用端末設置場所は健康スポットとして活用します。

（2）仕様

設置する専用端末は、原則として本市が定めるものとします。専用端末の詳細は、以下のとおりです。

①タブレット型端末：

- ・ 端末本体（10.1インチ）
- ・ 簡易リーダー（活動量計等を読み取る機器）
- ・ 設置台
- ・ 盗難対策物品
- ・ 体組成計（Bluetoothにより専用端末と連動） ※設置希望者のみ

②ミニサイネージ型端末：

- ・ 端末本体（10.1インチ）
- ・ 設置台
- ・ 盗難対策物品
- ・ 体組成計（Bluetoothにより専用端末と連動） ※設置希望者のみ

③サイネージ型端末：

- ・ 端末本体（10.1インチもしくは21.5インチ）
- ・ 盗難対策物品
- ・ 体組成計（Bluetoothにより専用端末と連動） ※設置希望者のみ

※10.1インチのみ連動可

3. 募集概要

（1）募集対象

専用端末の設置ができる設置者の範囲は、本市が、本事業の趣旨や目的に沿う事業を行っているとする市内の法人、店舗又は施設等に限りません。

ただし、以下の各号のいずれかに該当する者については設置することはできません。

- ア 公序良俗に反する者
- イ 各種法令等に違反する者
- ウ 市の信用又は品位を害する者
- エ 市税を滞納している者（本市が必要があると認める場合は、この限りでない）
- オ その他、本市が専用端末を設置することが不適當であると認める者

（２）設置期間

専用端末の設置期間は、原則として４月１日から翌年３月３１日までとします。期間満了月の７日までに、設置者から別段の意思表示が無い場合は、設置期間を１年間延長し、その後も同様とします。

（３）申込方法

専用端末の設置を希望する者は、ふなばし健康ポイント事業専用端末設置申請書（第１号様式）により、次の書類を添えて、「３（８）申込み・お問い合わせ先」へお申し込みください。

- ・設置予定場所の概要が分かる資料（図面及び写真等）
- ・専用端末の設置を希望する者の概要が分かる資料（企業パンフレット等）
- ・市税納付確認書（第７号様式）

（４）設置手続き

専用端末設置の決定を受けた者については、本市の指示に従い、設置の手続きを行うものとします。なお、設置に係る作業等については、本事業運営業務委託の受託事業者であるメディカクラウド株式会社（以下「受託事業者」という。）が行うものとします。

また、専用端末に係る端末導入費、通信費（保守含む）、体組成計・連動費（設置希望者のみ）、備品、消耗品その他一切の費用は、設置者が負担するものとします。なお、専用端末の撤去に伴う一切の費用は、専用端末の所有権の帰属する者の負担とします。

専用端末の設置等に係る費用については、別に定める「専用端末『あるこう！かざすくん』参考価格」をご参照ください。

（５）設置推奨環境

設置者は、専用端末の設置にあたっては、以下の各号に掲げる場所に設置するよう努めるものとします。

- ア 人通りが多く、滞留・交流ができる場所
- イ 精密機器を置くことに適している場所
- ウ スペースが十分に確保され、専用端末の画面が見やすい場所

（６）運用・管理

設置者は、専用端末を適切に運用・管理するものとします。なお、設置者は、システムの改変、ソフトウェアのバージョンアップ等の作業が必要な場合等については、本市の指示に従い、適切に対応するものとします。

また、設置者は、専用端末の修理・交換等が必要な場合は、本市に連絡し、本市の指示に従うものとします。

（７）その他留意事項

- ・専用端末設置場所の住所、名称、電話番号等、登録事項の一部は市のホームページ等

に掲載するほか、本事業にて発行する印刷物等に掲載いたします。

- ・設置者は、第1号様式に定める設置場所等に変更があった場合、ふなばし健康ポイント事業登録事項変更申請書（第3号様式）により、速やかに本市に申請するものとします。
- ・設置者は、専用端末の設置の解約を希望する場合は、ふなばし健康ポイント事業専用端末設置解約申請書（第5号様式）により、本市に申請するものとします。なお、専用端末の設置の解約決定後、設置の解約に係る手続き等については、本市の指示に従うものとします。
- ・専用端末の所有権については、購入の場合は、設置者に帰属するものとします。レンタルの場合は、受託事業者に帰属するものとし、レンタル期間が満了した時点で、設置者に移転するものとします。
- ・専用端末を設置する際に、本市と受託事業者と設置者との三者間で、書面による覚書を締結していただくこととなりますが、レンタルの場合のレンタル期間は、覚書締結月から起算して2年8ヶ月とします。
- ・専用端末の設置期間においては、当該専用端末について、本事業の目的外で使用しないものとします。
- ・本事業は、予算の範囲内で行うものとし、本市は、事前の通知により本事業の全部又は一部を終了することができるものとします。また、本市は、都合により、特段の承諾なく本事業の全部又は一部を変更することができるものとします。その場合、本市は、軽微な変更を除き、設置者に通知いたします。なお、本市及び受託事業者は、設置者に対し、本事業の終了及び変更に関し一切の責任を負わないものとします。
- ・専用端末の操作等に関して参加者からお問い合わせを受ける場合があります。ご不明な点がある場合は、地域保健課までお問い合わせください。
- ・本市は、設置者に対し、専用端末の設置・管理に関して参加者に生じた損害、設置者に生じた損害、設置の申請の可否により生じた損害、及びその他のいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

(8) 申込み・お問い合わせ先

船橋市役所 地域保健課

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55

電話番号 047-409-3274